

職場意識改善計画取り組みに関するお知らせ

当社では、昨年より労働時間等の設定改善を通じた職場意識の改善を促進するため、「職場意識改善計画(2カ年度の計画)」を策定し、取り組んで参りました。

今年も引き続き社員一人ひとりがより働きやすい職場環境を目指して環境の構築を図って参ります。

《当社の取組み項目》

- ・ 労働時間等設定改善委員会など労使検討の機会整備
- ・ 職場意識改善計画に関して労働者への周知
- ・ 職場意識改善のための研修実施
- ・ 職場意識改善計画や取組み状況の対外的公表
- ・ 労働者からの意見・要望受付窓口設置
- ・ 労働時間などの設定改善のための措置

職場意識改善計画(2012年9月1日)

取組事項

具体的な取組内容

1 実施体制の整備のための措置

(01) 労働時間等設定改善委員会の設置等労使の話し合いの機会の整備

(1年度目)

使用者と労働者が労働時間等設定改善の話し合いをする機会を設ける。

(2年度目)

労働時間等設定改善の話し合いの場を年4回実施することを検討する。話し合った内容について1項目以上実施運用を行う。

(02) 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(1年度目)

事業場内における職場意識を改善するために、労働者各人からの労働時間等の個別の事情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任する。

(2年度目)

労働者からの苦情、意見、要望を受け付けやすいような対策を検討する。(意見箱の設置など、手法を柔軟に検討、実施。)

2 職場意識改善のための措置

(01) 労働者に対する職場意識改善計画の周知

(1年度目)

職場意識改善計画の周知を図るため、計画の掲示を行う。

(2年度目)

労働者への説明を定期的に行う話し合いの場(最低年4回以上、目標毎月)でも計画を説明する。それに対する質問や意見も受ける。

取組事項

具体的な取組内容

(02) 職場意識改善のための研修の実施

(1年度目)

職場意識改善の研修を最低1回実施する。

(2年度目)

職場意識改善の研修へ外部講師を招いて最低1回開催する。

3 労働時間等の設定の改善のための措置

(注)(03)及び(02)は必ず記載し、(03)～(05)の内1つ以上実施検討

(01) 年次有給休暇の取得促進のための措置

(1年度目)

年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入検討をする。

(2年度目)

計画的付与の導入範囲(実施日数)を広める。

(02) 所定外労働時間削減のための処置

(1年度目)

所定労働時間を削減する具体的な取組としてノー残業デーを導入する(月1回実施)。

(2年度目)

ノー残業デーを増やすことを検討する。ノー残業デーの周知、徹底することにより所定外労働の削減を図る。業務改善を図る。各課計画的にメリハリをつけて仕事を進める。安易に残業しない。

(03) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定

(1年度目)

柔軟な労働時間制度を導入すべく、時差出勤制度を検討する。

(2年度目)

時差出勤の運用(試験運用、人員の決定、正式運用)を実施する。

(04) 労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置

(1年度目)

地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対して、特別な休暇の付与を検討する。

(2年度目)

ボランティア活動等への特別な休暇の運用を実施する。

(05) ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置

(1年度目)

(2年度目)

沖縄菱電ビルシステム株式会社
代表取締役社長 沖本 満憲